

**「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請について**

当社は、本日、電気事業法第17条の2第4項<sup>※1</sup>に基づき、経済産業大臣へ「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請（期中調整申請）を行いました。

**1. 「託送供給等に係る収入の見通し」変更の概要**

当社は、レベニューキャップ制度<sup>※2</sup>の下、経済産業大臣より2023年11月24日に承認を受けた2023年度から2027年度の「収入の見通し」に基づき、電力の安定供給や再生可能エネルギー導入拡大等に向けた投資を計画的に推進するとともに、工事仕様や調達方法の精査・見直し、業務のデジタル化等の各種効率化施策に着実に取り組み、持続的な事業運営に向けた対応を進めてまいりました。

一方、レベニューキャップ制度導入時点では想定できなかった物価や労務費、金利の上昇等に伴い、当初計画していた送配電設備の維持・更新やレジリエンス強化に必要な投資額が増加しております。また、施工人材や資機材・物流等の安定供給を支えるサプライチェーン全体において、物価や労務費の上昇を適切に反映し、賃金水準を確保すること等により人材を維持していく必要があります。

このため、当社は、他社の効率化施策の取り入れを含めた最大限の効率化および工事内容のさらなる精査・見直しを通じた費用抑制に、全社を挙げて取り組んでまいりましたが、このような取り組みを行ってもなお、物価等上昇の影響を全て吸収することは困難な状況となっております。

これらの影響を踏まえ、本日、経済産業大臣に対し「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請（期中調整申請）を行ったものです。

**2. 今後の予定**

本日変更承認申請した「収入の見通し」については、今後、国による審査を経た後に、経済産業大臣の承認を受けて決定されます。その後、電気事業法の規定に基づく託送供給等約款の変更届出を行い、2026年11月1日からの適用を予定しております。

当社は、今後も東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、引き続き物価等上昇を適切に取引価格へ反映することで、必要となる施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンを維持し、電力の安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいります。

※1 電気事業法第17条の2第4項（託送供給等に係る収入の見通し）について

一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（収入の見通し）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。そして、その期間中において、収入の見通しを変更しようとするときは、その変更について経済産業大臣の承認を受けなければならない。

※2 レベニューキャップ制度について

「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（2020年6月成立）に基づき改正された電気事業法により、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、レジリエンス強化や再生可能エネルギーの主力電源化を図ることを目的に、従来の総括原価方式に代わって、新たに導入された託送料金制度。

本制度では、一般送配電事業者が、国の策定する指針（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（令和4年経済産業省令第61号[令和4年7月22日公布]））に基づき、一定の規制期間（第一規制期間は2023年度から2027年度の5年間）に達成すべき目標を示した事業計画を策定し、その実施に必要な費用等を見積もった収入の見通しについて、国の承認を受けたうえで、託送料金単価を設定することとなる。

【参考】電力・ガス取引監視等委員会ホームページ「託送料金とレベニューキャップ制度」

[https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue\\_cap/#pageTop](https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue_cap/#pageTop)

以 上

（別紙）「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請について

# 「託送供給等に係る収入の見通し」の 変更承認申請について

2026年7月10日

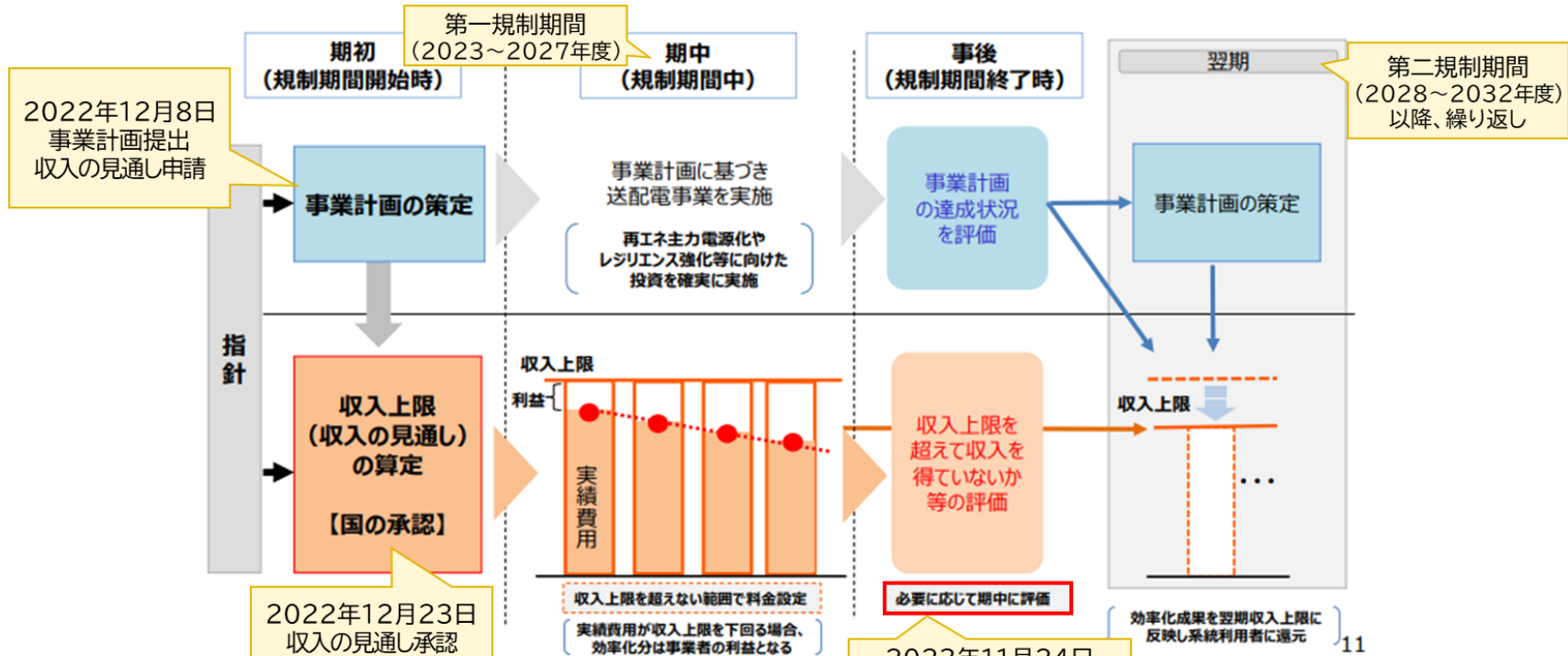
東北電力ネットワーク株式会社

# 1.はじめに

- レベニューキャップ制度は、電力の安定供給等に必要な投資の確保とコスト効率化の両立を図る仕組みとして全国で導入された制度であり、当社は策定した事業計画のもと、2023年度から2027年度の「託送供給等に係る収入の見通し(以下、「収入の見通し」)」について経済産業大臣の承認を受けています。
- 当社は、当該事業計画に基づき、電力の安定供給や再生可能エネルギー導入拡大、レジリエンス強化に向けた投資を計画的に推進するとともに、工事仕様や調達方法の精査・見直し、業務のデジタル化等の各種効率化施策に着実に取り組み、持続的な事業運営に努めています。
- 一方で、レベニューキャップ制度導入後、物価や労務費、金利の上昇等(以下、「物価等上昇」)、制度導入時点では想定できなかった外生的な事業環境の変化が顕在化しています。
- これらの変化に伴い、当初計画していた送配電設備の維持・更新やレジリエンス強化に必要な投資額が増加しています。また、施工人材や資機材・物流等の安定供給を支えるサプライチェーン全体において、物価や労務費の上昇を適切に反映し、賃金水準を確保すること等により人材を維持していく必要があります。
- 当社はこの状況に対し、他社の効率化施策の取り入れを含めた最大限の効率化および工事内容のさらなる精査・見直しを通じた費用抑制に、全社を挙げて取り組み、より効率的な事業運営に努めています。
- しかしながら、このような取り組みを行ってもなお、物価等上昇の影響を全て吸収することは困難な状況となっています。
- これらの影響を踏まえ、本日、経済産業大臣に対し「収入の見通し」の変更承認申請を行いました。
- 今後も東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、引き続き物価等上昇を適切に取引価格へ反映することで、必要となる施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンを維持し、電力の安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいります。

## 2. レベニューキャップ制度の概要

- レベニューキャップ制度では、国が作成した指針に基づき、各一般送配電事業者が定められた期間(規制期間)において達成すべき18項目の目標を示した事業計画を策定することになっています。
- 各一般送配電事業者は、事業計画を達成するために必要となる費用を収入の見通し(収入上限)として算定し、国の承認を受けるとともに、その収入の見通し(収入上限)を超えない範囲で、託送料金を設定します。
- また、エネルギー政策の変更や、一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用の変動分等、申請時には収入の見通しに織り込めなかった費用について、省令上、事後調整(規制期間中における収入の見通しの調整(期中調整)、翌規制期間における収入の見通しの調整(翌期調整))の仕組みが設けられています。
- 当社は、当該事業計画に基づき、電力の安定供給や再生可能エネルギー導入拡大、レジリエンス強化に向けた投資を計画的に推進するとともに、工事仕様や調達方法の精査・見直し、業務のデジタル化等の各種効率化施策に着実に取り組み、持続的な事業運営に努めています。



<出典:料金制度専門会合 中間取りまとめ(2021年11月24日)>

# 3. 託送料金とは

- お客さまにお支払いいただく電気料金は、電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ための各費用に、再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整額等を加味して構成されています。
- 託送料金は「電気を届ける」ために必要な費用として、送配電事業者が経済産業大臣より「収入の見通し」の承認を受けて設定するもので、小売電気事業者等が送配電事業者から支払う送配電網の利用料金を指しています。
- 小売電気事業者は、これら電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ために必要な各費用等を考慮のうえ、電気料金を設定し、お客さまと契約します。

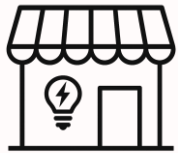
## ▶ 電気料金の構成

お客さま(需要家の皆様)



電気料金の支払い

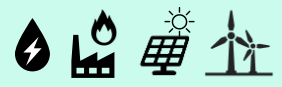
小売電気事業者



電気を「販売する」費用 (=営業費)

発電事業者

電気を「つくる」費用 (=発電費)



一般送配電事業者

電気を「届ける」ための費用 = 託送料金



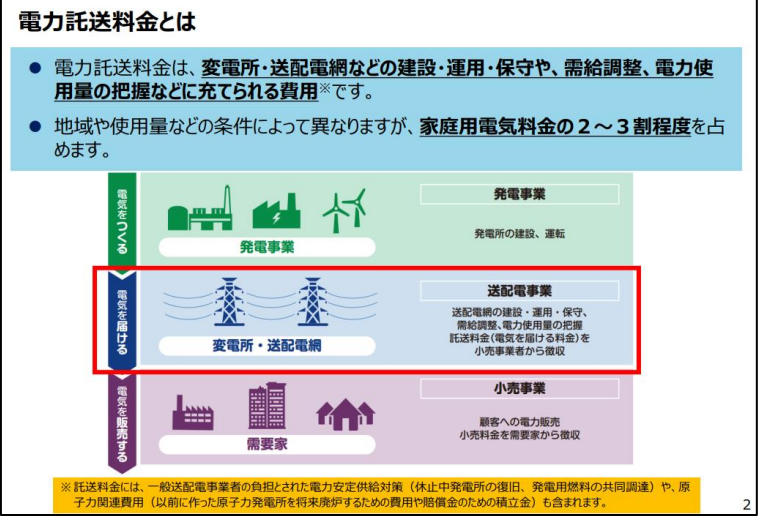
改定予定

再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額等

小売電気事業者は…電気を「つくる」、「届ける」、「販売する」ための各費用等を考慮のうえ電気料金を設定

## ▶ (参考) 託送料金が電気料金に占める割合

電気の使用条件等により異なりますが、一般的には家庭における電気料金の2~3割程度を託送料金が占めていると言われています

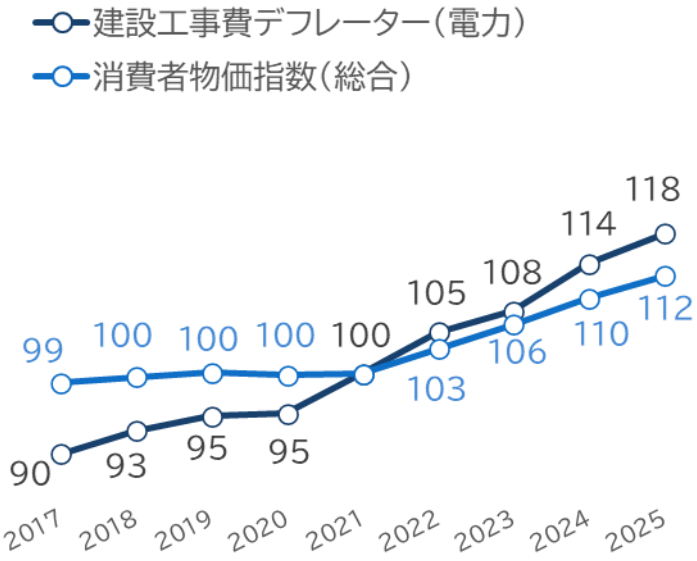


<出典:第51回料金制度専門会合 参考資料3 (2023年12月20日)>

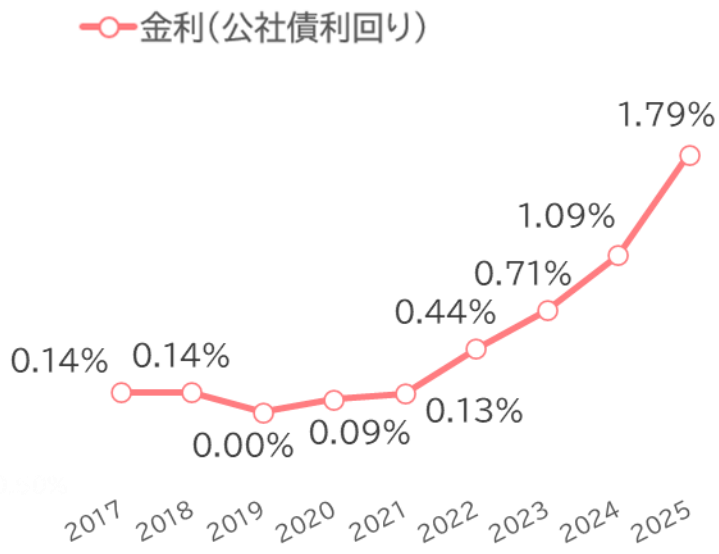
# 4. 事業環境の変化

- 物価等上昇については、レベニューキャップ制度の制度検討時点において、物価等の変動が実態として極めて小幅であったこと等を踏まえ、「収入の見通し」に反映せず、継続的に実績推移等をモニタリングしながら、検討することとされました。
- その後、制度導入時点では想定できなかった物価等上昇の外生的要因の変化が顕在化したことにより、当初計画していた送配電設備の維持・更新やレジリエンス強化に必要な投資額が増加しており、2025年度は赤字決算となりました。
- また、施工人材や資機材・物流等の安定供給を支えるサプライチェーン全体において、物価や労務費の上昇を適切に反映し、賃金水準を確保すること等により人材を維持していく必要があります。

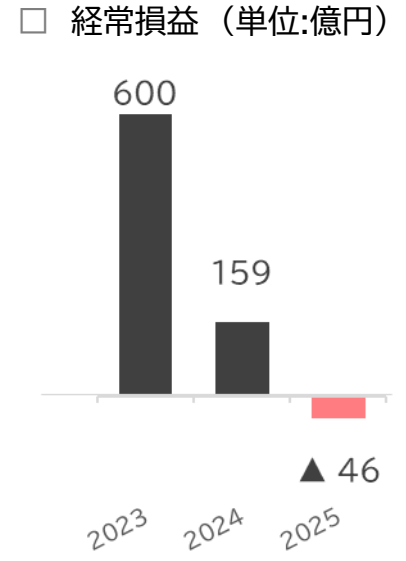
▶ 物価等の指標推移※1



▶ 金利指標の推移※2



▶ 経常損益の推移



※1 第一規制期間(2023~2027年度)の参照期間(2017~2021年度)の最終年度である2021年度を基準として指数化  
 ※2 国債(10年債)、地方債(10年債)、政府保証債(10年債)の平均値

# 5. 効率化および費用抑制に向けた取り組み

- 当社は、デジタル技術への取り組み強化等による労働生産性の向上を推進してきたことに加え、物価等上昇の影響による需要家負担を抑制する観点から、他社の効率化施策の取り入れを含めた最大限の効率化および工事内容のさらなる精査・見直しを通じた費用抑制に、全社を挙げて取り組んでいます。
- しかしながら、このような取り組みを行ってもなお、物価等上昇の影響を全て吸収することは困難な状況となっています。

## ▶ 全社を挙げた最大限の取り組み

## ▶ 効率化施策の一例

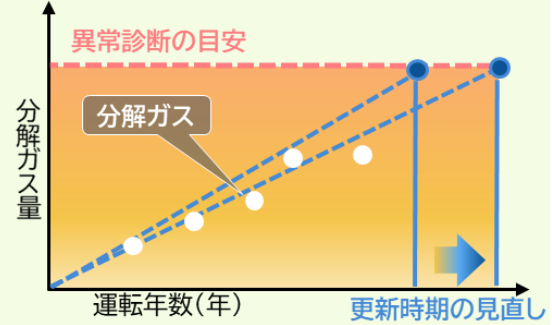
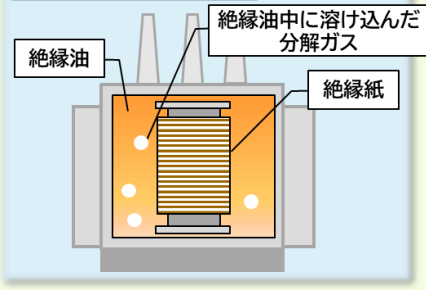
主な実施内容

- ✓ 労働生産性の向上(既存業務見直し含む)
- ✓ 最新の点検結果に基づく、**更新時期の見直し**
- ✓ 設備の期待寿命の見直しによる**更新物量の合理化**
- ✓ 最新需要や現地環境を踏まえた**設備のスリム化**
- ✓ 最新の工事申込トレンドや現場環境等を踏まえた**確実性の精査による工事の厳選**

### 油入変圧器の設備更新時期見直し

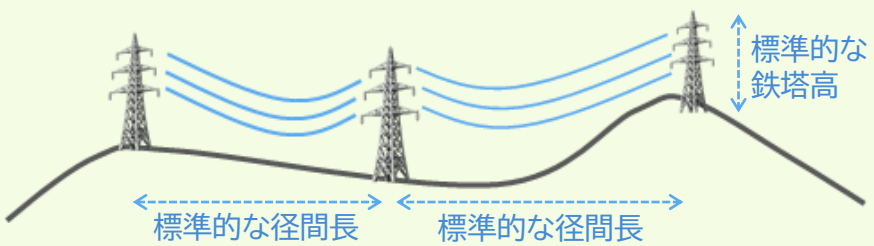
- 変圧器内部の絶縁油中に発生する分解ガスの成分や量を測定
- 過去データとの比較で異常の兆候や劣化の進展を推定し、更新時期を見直し

油入変圧器の内部イメージ

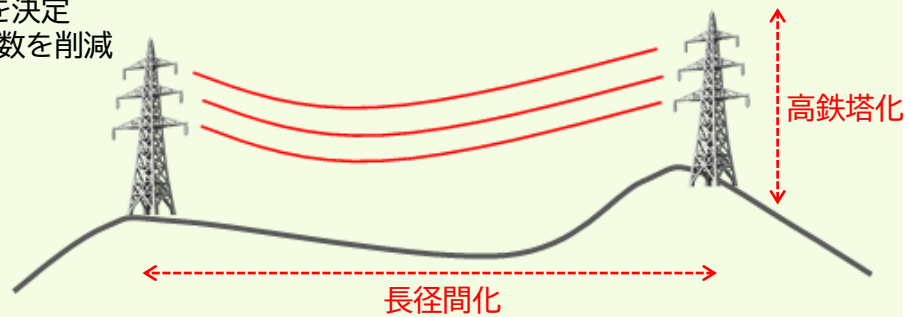


### 架空送電線の長径間化・高鉄塔化

- 架空送電線の径間長や鉄塔高は現地調査や技術的条件を踏まえ、最適な設備仕様を決定
- 現地環境から適用可能な場合は、長径間化および高鉄塔化により、送電鉄塔の建設数を削減



長径間化  
および  
高鉄塔化

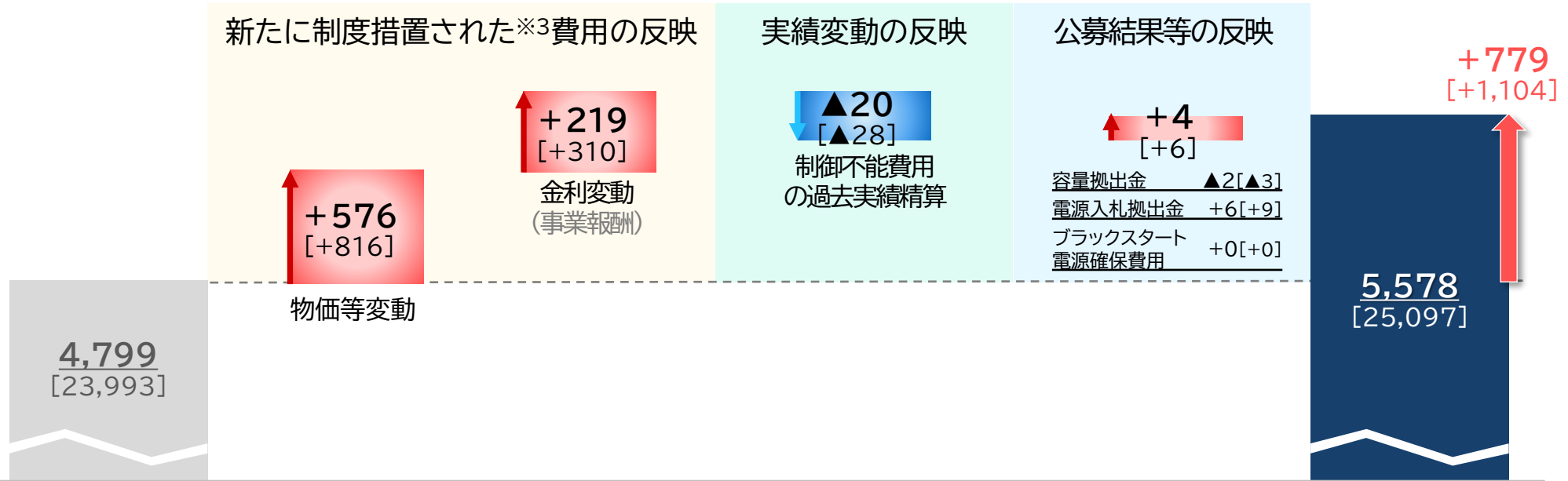


# 6-1.「収入の見通し」の変更承認申請の概要

- 当社は、2026年度および2027年度の2カ年で見込まれる物価等上昇の影響に伴う費用を「収入の見通し」に反映するため、変更承認申請(期中調整申請)を行いました。
- また、同申請にあたり、制御不能費用の過去実績精算および公募結果等も反映しています。
- これらにより、今回申請した「収入の見通し」は、これまでの4,799億円/年から、779億円/年増の5,578億円/年となります。

## ▶ 期中調整の概要

(単位:億円)



直近承認の収入の見通し  
(2023年11月24日)

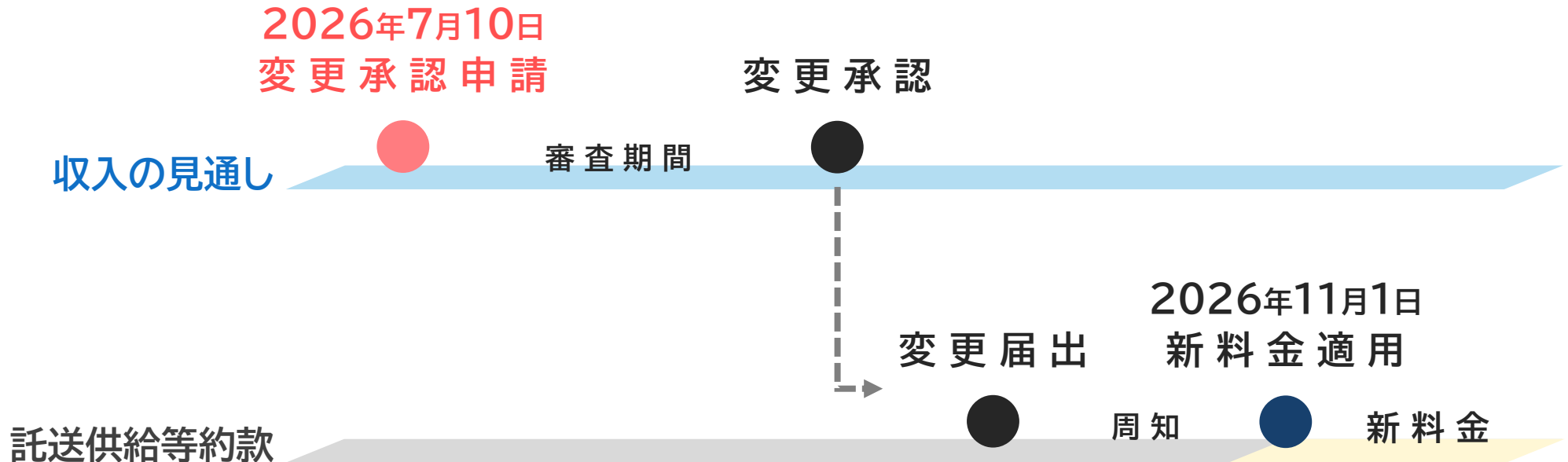
今回申請の収入の見通し  
(2026年7月10日)

※1 端数の関係で合計・差引等は一致しない(以降、同様)  
 ※2 金額は収入の見通し変更後の期間である1年5カ月(2026年11月~2028年3月)分を1年あたりとした平均値(例:779億円=1,104億円×12カ月/17カ月)であり、[ ]内は5カ年合計値  
 ※3 国の審議会での審議を経て、至近の物価等上昇の影響を「収入の見通し」に反映する仕組みとして、レベニューキャップ制度の見直しが行われたもの

## 6-2. 今後のスケジュール

- 本日、変更承認申請した「収入の見通し」については、今後、国による審査を経た後に、経済産業大臣の承認を受けて決定されます。
- その後、電気事業法の規定に基づく託送供給等約款の変更届出を行うこととしており、**新たな託送料金は2026年11月1日からの適用を予定しています。**

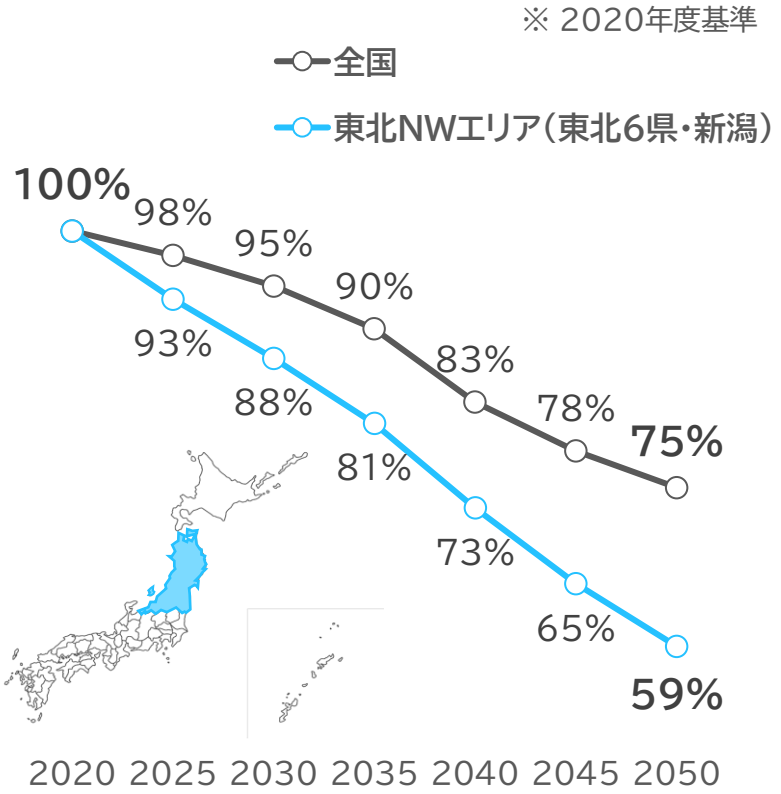
### ▶ 今後のスケジュール



# 7-1.当社管内における人材の維持・確保に向けた取り組み

- 当社が事業を展開する東北6県および新潟県では、生産年齢人口の減少が全国に比べて急速に進んでおり、人材の維持・確保が喫緊の課題として顕在化しています。
- このため、業界全体の認知度向上に資する広報発信の強化(ホームページや各種媒体等)や、教育機関との新たな連携を通じて、送配電設備を支える人材の維持・確保に向けた取り組みを進めています。
- 今後も、将来を担う人材の関心喚起と理解促進を図ることにより、中長期の安定供給を支える人材確保の基盤づくりを進めてまいります。

## ▶ 生産年齢人口(15~64歳)の推移※



## ▶ 送配電設備を支える人材維持・確保に向けた取り組み

### 業界PR動画

### 「配電工」発掘プロジェクト

「腕」をみがく → 「絆」で応える → 「務め」を果す

バーチャルシンガー **Mair**  
(イメージキャラクター)

### 教育機関(学校法人)との連携

管原学園 報デジタルアーリー仙台

- 新学科の設置
- 学科運営  
学生募集・学科PR  
授業・実習
- 就職支援



東北電力 東北電力ネットワーク

- 教育課程・カリキュラム設計支援
- 講師派遣  
施設・設備を活用した実習環境の提供
- 就業体験

国立社会保障・人口問題研究所(2023)「日本の地域別将来推計人口」を基に作成

## 7-2. 施工人材の確保やサプライチェーンの維持に向けて

- 当社は、東北6県および新潟県のお客さまの安全・安心で快適な暮らしを支えるため、施工人材の確保や資機材・物流等のサプライチェーンの維持が必要不可欠と考えています。
- このため、当社は、国が定める「指針」等※1・※2に基づき、「パートナーシップ構築宣言」を公表しており、引き続き、物価等上昇を適切に取引へ反映し、安定供給とさらなるコスト低減の両立に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### ▶ パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

#### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 取引先からの技術力・ノウハウを活用した様々な提案を施策に取り込む活動を通じて、相互信頼関係を構築し、サプライチェーン全体の生産性向上に取り組めます。
- EDI取引の推進により、取引先の業務効率化への支援を行います。
- 災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、BCP(事業継続計画)策定の助言等や取引先のテレワーク導入に支援を行います。

#### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### 3. その他

コンプライアンスの徹底、人権の尊重、労働安全衛生の確保、環境への配慮、情報の適正な管理およびリスクマネジメント体制の構築などについて、パートナーである取引先とともに積極的に取り組むことを定めた「調達基本方針」を公表しています。

2023年3月16日(2026年1月9日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

東北電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 高野 広充

※1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 ※2 適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画

<出典:東北電力ネットワーク「パートナーシップ構築宣言(リンク)」>

- 物価等変動および金利変動に係る制度上の扱いについて、至近の物価等上昇の事業変化を踏まえた、国の審議会において、電気の託送料金において物価等の上昇に対応できるよう、整理されました。
- 本内容については、2026年5月29日改正の「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」に反映されています。

## レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて（建議）

- 電力・ガス取引監視等委員会（以下、「監視等委」という。）では、至近の物価変動の情勢変化等を踏まえて、電気の託送料金において物価等の上昇に対応できるよう、第1規制期間（2023～2027年度）における制度措置について検討を実施した。
- これを踏まえ、経済産業大臣に対し、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」（令和4年経済産業省令第61号）及び「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領」（令和4年8月30日制定）等の関係省令等の改正について、令和8年1月14日に建議が行われたところ。

<経済産業大臣に対する建議事項（令和8年1月14日）>

1. 2026年度以降の物価等の上昇に係る制度措置として、対象とする費用項目（第1区分費用、第2区分費用、第3区分費用及び次世代投資費用を対象とする。ただし、廃炉等負担金等の物価等の変動影響を受けない一部の項目を除く。）に関して、客観的な公表指標を乗じて算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。  
上記の算定における基準年度については規制期間初年度の前々年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映すること。  
なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。
2. 2026年度以降の事業報酬に係る制度措置として、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。  
なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

用語	内容
容量拠出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>容量市場において供給力(kW価値)を確保するために、一般送配電事業者が市場管理者である電力広域的運営推進機関に拠出しています。</li> </ul>
電源入札拠出金	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備電源の供給力確保により新たに発生する、休止電源の維持に係る費用については、一般送配電事業者が負担する仕組みであり、その費用を電力広域的運営推進機関に拠出しています。</li> </ul>
ブラックスタート電源確保費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模停電(ブラックアウト)が発生した際、外部からの電力供給を受けることなく自力で発電を再開できる「ブラックスタート電源」を維持・確保するために支払われる費用のことです。</li> </ul>
容量市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたる日本の電気の供給力を確保する市場です。</li> <li>将来必要な供給力をあらかじめ確保する仕組みにより、電力の取引価格の安定化を実現し、電気事業者の安定した事業運営や電気料金の安定化によって一般需要家を含む消費者の皆様にもメリットをもたらすことを目的としています。</li> </ul>
予備電源制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備電源制度は、緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に稼働(立ち上げ)が可能な休止電源を維持する枠組みです。</li> <li>大規模災害による電源の脱落や中長期的な需要増等、容量市場において想定されていない事象により、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、一定期間内に休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことを目的とした制度です。</li> </ul>